

複写禁止

第13号様式（第38条関係）

5多環資第919号

令和6年3月15日

許可第 15 号

一般廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都八王子市長房町126番地の2

氏名 株式会社まごころ清掃社

代表取締役 高野 正人 殿

多摩市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例第53条第1項の規定により、下記のとおり許可する。

多摩市長 阿部 裕行



記

- | | |
|------------|--|
| 1 一般廃棄物の種類 | 普通ごみ |
| 2 事業の区分 | 収集・運搬 |
| 3 運搬先 | 多摩清掃工場
株式会社日本フードエコロジーセンター（神奈川県相模原市） |
| 4 作業区域 | 多摩市内 |
| 5 許可の有効期間 | 令和6年 4月 1日から
令和8年 3月31日まで |
| 6 許可条件 | なし |

（裏面あり）

- (1) この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、多摩市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- (2) この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、多摩市を被告として（訴訟において多摩市を代表とする者は多摩市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えができなくなります。）。ただし、上記(1)の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

変	更	事	項
変更年月日及び文書番号	件 名	変 更 内 容	
年 月 日 第 号			
年 月 日 第 号			
年 月 日 第 号			
年 月 日 第 号			
年 月 日 第 号			